

○法令違反等のためのヘルプラインに関する取扱要領

平成27年4月1日
改正 令和5年2月1日

(目的)

第1条 この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、法令違反行為又は倫理上問題のある行為（その恐れのある行為を含む。以下「法令違反行為等」という。）を早期に把握して解決するため、ヘルプライン制度に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「部門」とは、本学大学院研究科、学部、医学部附属病院及び事務部門をいう。
- (2) 「学生」とは、大学院学生及び学部学生、研究生、外国人研究生、専攻生、その他本学に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者をいう。

(利用対象者の範囲)

第3条 この要領に基づきヘルプライン制度を利用できる者は、本学役員、教職員、嘱託、契約職員その他本学と雇用関係を有する者、「労働者派遣事業の適正運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第2号」に定める派遣労働者（以下、まとめて「教職員等」という。）、大学の委託により学内で業務を提供する者及び退職後1年以内の教職員等並びに本学学生とする。

(通報窓口・公益通報対応業務従事者)

第4条 本学は、ヘルプライン通報窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）を総務局企画調査室及び内部監査室に設置し、総務局企画調査室長を窓口責任者とする。

2 ヘルプライン窓口に関し、公益通報者保護法に定める公益通報対応業務従事者は、次に掲げる者とする。

- (1) 窓口責任者
- (2) 内部監事
- (3) 被通報者の所属する部門長
- (4) 第8条第2項に該当する担当理事
- (5) 当該通報に係る通報対応業務に従事し、かつ当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者

(通報)

第5条 教職員等及び学生は、法令違反行為等が発生し、又は発生する恐れがあると判断した場合には、ヘルプライン窓口に通報するように努めなければならない。

(通報の方法)

第6条 ヘルプライン窓口への通報は、原則として氏名、所属部署等を記入のうえ、電子メール、書面又はFAXで行うものとする。但し、第3条に該当する者であることを明らかにした場合、匿名により通報を行うことを妨げない。

(通報の誠実性)

第7条 教職員等及び学生は、事実と反することを知りながら行う通報、もっぱら個人的利益を図る目的で行う通報又は誹謗・中傷目的による通報等の誠実性を欠く通報を行ってはならない。

2 前項に該当する通報は、本要領に基づく通報には該当しない。

(調査の必要性等の判断)

第8条 窓口責任者は、通報を受理した場合は、被通報者の所属する部門長及び内部監事に通報内容の報告を行い、通報内容の合理性及び調査必要性等について協議する。

- 2 窓口責任者は、通報内容が部門長又は内部監事に関係する事案については、前項に代わり理事長に報告、協議及び必要に応じて調査を行う理事（以下「担当理事」という。）の指名を求めるものとする。
- 3 窓口責任者は、通報内容に関する調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由とともに通報者に通知する。

(事実関係の調査)

第9条 部門長又は担当理事は、通報に基づき、通報内容に関する事実関係を確認するための調査委員会を設置することができる。

2 部門長又は担当理事は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を通報者及び被調査者に通知する。

3 調査委員会の委員は、通報者及び被調査者と直接の利害関係を有しない3名以上で組織し、少なくとも半数は専門的な知識を有する学外の者（弁護士又は公認会計士等）でなければならない。

3 通報者は、選任された調査委員に異議あるときは、本調査を行う通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に書面をもって、調査委員の交代を求めることができる。

4 部門長又は担当理事は、前項の異議を審査し、その内容が妥当であると認めた場合には調査委員を交代させる。

5 調査委員会は、事実関係を明らかにするために面談及び資料等に基づき公正かつ客観的な方法により調査を実施しなければならない。

(調査協力義務)

第10条 被調査者は、調査に協力しなければならない。

2 被調査者は、調査にあたって、事実の隠匿若しくは歪曲又は虚偽の回答その他の不正行為を行ってはならない。

(調査報告)

第11条 調査委員会は、調査結果を、第4条第2項第1号から第4号に定める者に報告するものとする。但し、通報内容が部門長又は内部監事に関係する場合には、当該部門長又は内部監事には報告を行わないものとする。

(対応策の実施等)

第12条 部門長又は担当理事は、調査の結果、通報内容に法令違反行為等が確認された場合には、法令違反行為等の是正、損失拡大の防止及び再発防止等のために必要な措置を行う。

2 部門長又は担当理事は、調査の結果、通報内容の関与者について懲戒処分が相当であると思料する場合、その旨を理事長へ勧告することができる。

(通報者への通知等)

第13条 窓口担当者は、通報者に対し、調査の結果の報告及び前条に基づく対応策の実施について、遅滞なく通知するものとする。

2 通報者は、窓口担当者に対し、対応経過等につき問い合わせをすることができる。

(通報者に対する不利益な取り扱いの禁止)

第14条 通報者は、通報を行ったことを理由として、いかなる不利益取扱いも受けないものとする。

2 教職員等及び学生は、通報者に対して通報を行ったことを理由として、一切の不利益な取扱いをしてはならない。

3 窓口責任者は、通報者が不利益取扱いを受けていないか、監視、監督し、不利益取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置を行う。

4 教職員等及び学生は、通報者の探索を行ってはならない。

(守秘義務)

第15条 公益通報対応業務従事者及び調査委員会の委員、被調査者その他通報案件に関与した全ての者（通報者は除く）は、通報者情報、通報内容、調査結果その他通報案件に関する情報を第三者に開示してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、次の各号により開示する場合はこの限りではない。

(1) 法令に基づき開示する場合

(2) 調査又は対策を実施するために、やむを得ず通報案件に関する情報を開示する必要があると窓口責任者が判断した場合

2 前項に基づき通報者情報を開示する場合は、通報者に対してあらかじめ通知するものとする。

(通報者の守秘義務)

第16条 通報者は、通報の内容を第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に該当する場合はこのかぎりではない。

- (1) 法令に基づき開示する場合
 - (2) 調査の必要性を認めるに足る通報がなされた後20日を経過しても、本学から通報に基づく調査を行う旨の通知がない場合又は本学が正当な理由なく調査に着手しない場合
- 2 通報者は、調査結果、対応策、その他窓口担当者から得た情報を第三者に開示してはならない。
(通報妨害・調査妨害の禁止)

第17条 教職員等及び学生は次の各号に定めることを行ってはならない。

- (1) 通報内容に関する証拠の毀損、隠匿、改ざん、その他調査の妨げとなる行為
- (2) ヘルプライン窓口への通報を妨げる行為

(関係者の排除)

第18条 この要領に定める手続きに当たる者が、自らが通報内容に関係する場合は、通報の処理に関与してはならない。

(記録の保管)

第19条 窓口責任者は、ヘルプライン通報への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管するものとする。

(適用除外)

第20条 公益通報及び公益通報に関する相談のうち「順天堂大学における公正な研究活動の推進に関する規程」に規定する不正行為に係るものの処理については、当該規程の定める限度において、この要領を適用しない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日より施行する。